

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準並びに指導実績

行政指導の名称		管理不全な状態にある空き家等の所有者等への指導及び勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市空き家等の適正管理に関する条例
条 項		第7条及び第8条
所 管 課		環境局 環境共生部 環境創造政策課（電話：048-829-1325）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (管理不全な状態にある空き家等の所有者等に対し、条例第3条による所有者等の責務の履行を促すため、個々の事案に応じた個別具体的な判断により、条例第7条及び第8条に従い処理している。)
	備 考	